



平成 24 年 3 月 15 日

各 位

会 社 名 リゾートトラスト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 伊藤 勝康
コ ー ド 番 号 4681 東証・名証第一部
問 い 合 わ せ 先 執行役員 経営企画・IR 室長
相 川 千 絵
電 話 052-933-6519

ESOP（株式給付型プラン）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員に対して自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるインセンティブプランを導入することを目的として、「ESOP（株式給付型プラン）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

従業員のインセンティブプランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度の E S O P (Employee Stock Ownership Plan) について検討してまいりましたが、平成 20 年 11 月 17 日に経済産業省より公表されました「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」等で現行法制度下における論点について概ね整理されたこともあり、今般、従業員に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である「本制度」を導入することといたしました。

2. 本制度の概要

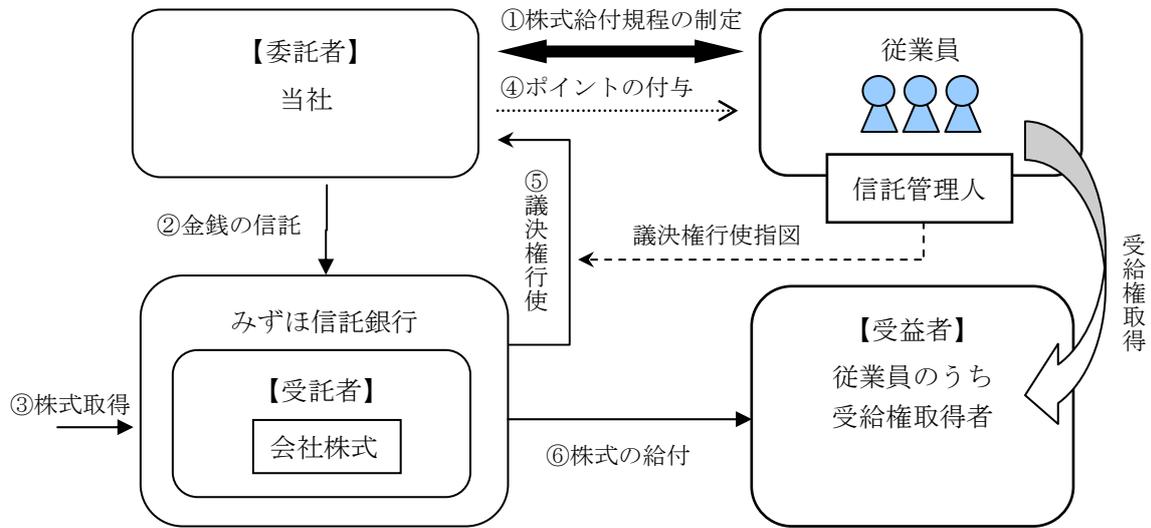
本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し勤続や成果に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

なお、本制度における信託の設定時期、金額等につきましては決定次第改めてお知らせいたします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、受託者であるみずほ信託銀行株式会社（以下、「受託者」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 受託者は、信託された金銭により、当社の株式を取得します。
- ④ 当社は、「株式給付規程」に基づいて従業員に対し、勤続や成果に応じて「ポイント」を付与します。
- ⑤ 受託者は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 従業員は、受給権を取得した場合、受託者から上記により付与された「ポイント」に相当する当社の株式の給付を受けます。

以 上